

第二十六条及び第二十七条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 様式第一から様式第五までの規定中「~~日本工業規格~~」を「~~日本工業規格~~」に改める。  
 (特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部改正)  
**第三十四条** 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則(昭和六十三年通商産業省令第八十号)の一部を次のように改正する。  
 第十八条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 様式第一から様式第十八まで及び様式第二十から様式第二十三までの規定中「~~日本工業規格~~」を「~~日本工業規格~~」に改める。  
 (工業所有権に関する手続の特例に関する法律施行規則の一部改正)

**第三十五条** 工業所有権に関する手続の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)の一部を次のように改正する。  
 第十九条の二中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格(以下「日本工業規格」という。X〇二〇八号(平成九年)を「日本産業規格(以下「日本産業規格」という。X〇二〇八号(平成二十四年)に、「日本工業規格X〇二〇八号」を「日本産業規格X〇二〇八号」に改める。  
 第二十六条第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格X六二八一号(平成四年)を「日本産業規格X六二八一号(平成二十四年)」に改める。  
 第二十九条の二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 様式第一、様式第九及び様式第十一中「~~日本工業規格~~」を「~~日本工業規格~~」に改める。  
 (輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部改正)

**第三十六条** 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成三年通商産業省令第四十九号)の一部を次のように改正する。  
 第一条中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 第三条及び第五条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 (商品投資顧問業者の業務に関する省令の一部改正)  
**第三十七条** 商品投資顧問業者の業務に関する省令(平成四年通商産業省令第二十二号)の一部を次のように改正する。  
 第五条及び第六条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 別紙様式第二号中「~~日本工業規格~~」を「~~日本工業規格~~」に改める。  
 (ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

**第三十八条** ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則(平成五年通商産業省令第二十三号)の一部を次のように改正する。  
 第七条、第八条、第九条、第十五条、第十六条及び第十七条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 様式第一から様式第七までの規定中「~~日本工業規格~~」を「~~日本工業規格~~」に改める。  
 (計量法施行規則の一部改正)

**第三十九条** 計量法施行規則(平成五年通商産業省令第六十九号)の一部を次のように改正する。  
 第三条、第十条、第十一号、第二十条、第二十五条から第二十七条まで、第三十条第二項第一号から第三号まで、第三十二条及び第三十三条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 第九十一条の四第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十九条第一項及び第二項、第二十条第一項並びに第二十三条第一項から第三項まで」を「第三十条第一項及び第二項、第三十一条第一項並びに第三十七条第一項から第三項まで」に改め、同条第二号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に改める。  
 第九十一条の六及び第九十一条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 様式第一から様式第十一まで、様式第五十四から様式第六十九まで、様式第七十一から様式第九十三の四まで、様式第九十九及び様式第九十九の二中「~~日本工業規格~~」を「~~日本工業規格~~」に改める。

(特定計量器検定検査規則の一部改正)  
**第四十条** 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 様式第一から様式第三まで及び様式第五から様式第二十五までの規定中「~~日本工業規格~~」を「~~日本工業規格~~」に改める。  
 (指定定期検査機関 指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部改正)

**第四十一条** 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令(平成五年通商産業省令第七十二号)の一部を次のように改正する。  
 第二十条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 別表第三中「日本工業規格T一一一五」を「日本産業規格T一一一五」に、「日本工業規格T四二〇三」を「日本産業規格T四二〇三」に、「日本工業規格C一一八二」を「日本産業規格C一一八二」に、「日本工業規格C一七三二」を「日本産業規格C一七三二」及び「C一七三二」に、「日本工業規格C〇〇六〇」を「日本産業規格C〇〇六九五―二一」に、「日本工業規格C一五一七」を「日本産業規格C一五一七」に、「日本工業規格C一五一七」を「日本産業規格B七九五九」に、「日本工業規格B七九六〇―一及び日本工業規格B七九六〇―二」を「日本産業規格B七九六〇―一及び日本産業規格B七九六〇―二」に改める。  
 別表第四中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 様式第一から様式第四まで及び様式第八中「~~日本工業規格~~」を「~~日本工業規格~~」に改める。  
 (特許法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

**第四十二条** 特許法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年通商産業省令第七十五号)の一部を次のように改正する。  
 附則第二条及び第三条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 附則様式第一、附則様式第二及び附則様式第四中「~~日本工業規格~~」を「~~日本工業規格~~」に改める。  
 (指定製造事業者の指定等に関する省令の一部改正)  
**第四十三条** 指定製造事業者の指定等に関する省令(平成五年通商産業省令第七十七号)の一部を次のように改正する。  
 第十四条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 様式第一から様式第十までの規定中「~~日本工業規格~~」を「~~日本工業規格~~」に改める。  
 (化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則の一部改正)  
**第四十四条** 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則(平成七年通商産業省令第四十号)の一部を次のように改正する。  
 第二十八条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 第二十九条及び第三十条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 様式第一から様式第二十七まで、様式第三十一から様式第三十四まで、様式第三十六から様式第三十八まで及び様式第四十から様式第四十三までの規定中「~~日本工業規格~~」を「~~日本工業規格~~」に改める。  
 (特許法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)  
**第四十五条** 特許法施行規則等の一部を改正する省令(平成七年通商産業省令第五十七号)の一部を次のように改正する。  
 附則様式第一中「~~日本工業規格A列~~」を「~~日本産業規格A列~~」及び「~~日本工業規格X〇二〇八号(昭和55年)~~」を「~~日本産業規格X〇二〇八号(平成24年)~~」及び「~~日本工業規格X〇二〇八号~~」を「~~日本産業規格X〇二〇八号~~」に改める。  
 附則様式第二及び附則様式第三中「~~日本工業規格~~」を「~~日本産業規格~~」に改める。